

三春町告示第93号

令和2年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年8月19日

三春町長 坂本 浩之

- 1 日 時 令和2年8月28日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

令和2年8月28日三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第56号 元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について
議案第57号 元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について
議案第58号 三春町立小学校電子黒板購入契約について
議案第59号 三春町立中学校電子黒板購入契約について
議案第60号 三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について
議案第61号 三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について
議案第62号 三春町手話言語条例の制定について
議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第64号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
議案第65号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第66号 令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
同意第3号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
認定第1号 令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- 《議員提出議案》
- 発議第9号 三春町議会の会期等に関する条例の制定について
発議第10号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議第11号 三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について
発議第12号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書の提出について

令和2年8月28日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎
13番 影山 常光	14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	伊藤 朗	財務課長	菊田 誠子
住民課長	遠藤 信行	企画政策課長	宮本 久功
税務課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	永山 晋
建設課長	新野 恭朗	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	村田 浩憲		

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年8月28日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑

- 第 8 監査報告
- 第 9 議案の委員会付託
- 第10 陳情事件の委員会付託
- 第11 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。執行側や議員が演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可します。

それでは、脱衣を許します。

○議長 ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それではただいまから、令和2年9月三春町議会定例会を開会します。

お諮りします。本定例会の議事日程は、お手元に配布した令和2年9月三春町議会定例会議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって配布の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番鈴木利一君、7番佐藤一八君のご両名を指名します。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月8日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月8日までの12日間と決定しました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和2年度第3回、第4回、第5回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りした、議案第56号「元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧

工事請負契約について」から、議員提出議案発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」までの28案件であります。

……………町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。9月定例会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、5月31日に行われた地域での清掃活動に参加し、ひき逃げ事件に巻き込まれ亡くなられた橋本様と三瓶様に対し、あらためて、心よりご冥福をお祈りいたします。

今回の事件は、容疑者が殺人の罪などで起訴され、その動機については、身勝手極まりない理由であることが報道されています。ご遺族の皆様のお気持ちを察しますと、大変な憤りや、やり切れない思いを覚えずにはられません。

今回の事件を受け、あらためて地域活動の安全確保策などについて、地域の皆様と協議をさせていただきました。今後は、地域活動における安全確保のため、協議した内容に基づき、対応を徹底していきたいと考えております。

次に、九州地方を中心として、全国各地で甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた多くの方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

あらためて、自然災害への備えが重要であることを認識したところであり、現在、事前防災・減災と迅速な復旧・復興の観点から策定作業を進めている「三春町国土強靱化計画」について、議会とも協議のうえ、速やかに策定して参りたいと考えております。

なお、先日は、三春町商工会と災害時における宿泊施設への一時的な避難や資材・物資の供給などに関する災害連携協定を締結させていただきました。また、6月の定例会で議決いただいた「こおりやま広域連携中枢都市圏」では、災害時における職員の派遣などにかかわる連携協約を締結したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、国の緊急事態宣言が解除されてから約3か月が経過したところですが、再び、全国的に新規感染者が増加している状況になっております。町では、臨時会や6月の定例会において補正予算を編成し、感染拡大の防止や町民の生活支援、地域の経済活動等の支援のために様々な対応を行ってきており、8月24日には、新型コロナウイルス感染症が疑われる住民などを診察するため、田村医師会や星総合病院の協力をいただきながら、三春病院内に「三春町地域外来」を開設したところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことから、例年、お盆の時期に開催している伝統行事「三春盆踊り」も感染症の拡大防止のために中止とさせていただきました。先が見えない不安や閉塞感などを感じる町民の方もおられるかと思いますが、町としても今後の状況の変化に合わせ、迅速な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、町民の皆様には感染症の拡大防止に向けたご協力をお願いしたいと考えております。

それでは、第7次長期計画前期基本計画に基づき、令和元年度に取り組んだ主な施策などについて説明いたします。

まず、前期基本計画が令和元年度をもって終了するため、前期基本計画の評価検証や令和6年度までを期間とする後期基本計画を策定したところであります。

次に、前期基本計画に基づき、令和元年度に取り組んだ具体的な取り組みについてであります。目標1「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」についての取り組みについてであります。震災関連事業では、応急仮設住宅4団地の撤去を行いました。これにより町内15か所にあったすべての応急仮設住宅の撤去が終了しました。

また、仮置場の適正な管理や除染廃棄物搬出に係る可燃性廃棄物の詰替え及び国による搬出業務の対応に当たりました。さらには、風評被害払拭への取り組みとして、東京方面での三春町産農産物の販売促進に努めました。

このほか、地域防災力強化のため消防自動車の配備、防火水槽の修繕工事、交通安全対策として、自動車の速度抑制などを目的とした「ゾーン30」対策工事、カーブミラーやLED防犯灯の設置、修繕などを行いました。

次に目標2「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取り組みであります。幹線道路網の整備や道路維持補修のため、町道四反田富沢線ほか7路線の改良及び舗装補修等工事を行い、住環境整備のため生活道路整備事業助成金を14地区に交付いたしました。老朽化した橋梁対策として三春北大橋の耐震補強設計、三春西大橋の補修工事を実施、さらに町道に架かる橋梁80橋のうち18橋の点検事業を実施いたしました。

公共交通対策としては、町営バスの利便性向上を図るため、スクールバスへの一般利用客混乗についての検討を進め、令和2年度から試行運行しております。

また、子育て世代や若者の定住促進を目的とした平沢四合田住宅団地の造成工事を実施し、令和元年9月より、全29区画の分譲を開始しました。

次に、目標3「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取り組みであります。子育て支援分野においては、令和元年度より公認心理師による保育所巡回訪問や保護者を対象とした子育て相談事業を民間施設まで拡大して実施するなど、子育て支援の充実に努めるとともに、三春町第2保育所に保育室2部屋と調理室を増築して、受入れ児童数を19名増員するなど待機児童対策に取り組みました。

また、昨年10月より国の幼児教育・保育の無償化制度がスタートしたことから、町においても条例改正など所要の手続きを実施したところです。教育分野においては、沢石小学校父母と教師の会からの要望を受け、放課後子ども教室の沢石教室について、実施場所を従来の小学校体育館から旧沢石福祉館に変更し、必要な改修工事等を行いました。歴史民俗資料館においては、戊辰戦争に関わる特別展や、三春町出身の日本画家・石塚省三の作品展を開催したほか、資料館と郷土人形館、福島さくら遊学舎の3館合同で、漫画家の色紙コレクション展を開催するなどして誘客に努めました。

目標4「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取り組みであります。町民の健康増進のため、各種健診事業の受診勧奨を強化し、健診受診率向上を図るとともに、昨年度策定した糖尿病による腎臓病重症化を予防するプログラムを実施しました。また、風しん予防の追加的対策として成人男性の風しん抗体価検査とワクチン接種に取り組みました。高齢者福祉に関しては、高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるために、各地区まちづくり協会と地域支え合いの仕組みづくりについて協議し、試行的な取り組みをはじめました。また、介護予防の取り組みを強化推進するために、新たな介護予防事業体制の整備に取り組みました。障がい者福祉に関しては、障がい者福祉サービスの給付等日常生活支援に取り組んだほか、地域自立支援協議会等関係者と連携し、秋祭りで参加型イベントを開催するなど障がい者が置かれている環境の理解促進に努めました。さらに地区の区長、民生委員の方々の協力を得て、災害などの避難支援を目的とした個別避難計画の策定を進め、これまでに町内6地

区において計画が策定されました。

目標5「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の取り組みであります。農業振興対策に関しては、関係諸機関と連携して新規就農希望者に対する総合的な支援を展開し、新規就農者の確保と育成を図りました。また、林業生産活動促進として、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する、ふくしま森林整備再生活動に取組みました。

また、企業誘致等による働く場の確保のため、復興特区制度を活用した企業支援を行うとともに、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、5社に対して奨励金を交付いたしました。中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、空き店舗を活用した新規事業者5店舗に対し家賃補助や改修補助を行うなど、空き店舗対策事業への取組みを進めました。商工及び観光分野においては、地域産業や地場製品の振興を図るため、PRイベントへの積極的な参加や姉妹都市等との相互交流事業を行いました。また、「愛姫」を観光資源として実施した各種イベントやコンテストをはじめ、小中学生を対象としたアートクリエイター教室の開催など、通年型観光の定着と人材育成の機会の創出にも大きな成果があったものと考えております。町指定天然記念物である南成田の大桜の枝折れ復旧事業を行うとともに、町指定の史跡である高乾院の秋田氏御廟の石塔修復事業を支援しました。町内の文化財の写真展を三春交流館ホワイエで開催するとともに、町文化財保護審議会委員を中心に町内の文化財の保存や活用について町民と考えるパネルディスカッションを開催しました。

また、交流人口や移住・定住人口の増加を図るため、東京都目黒区のスポーツ団体の合宿の受け入れなどの地域間交流や奨学金返還支援事業、移住定住に係るポータルサイト「みはる暮らし」による情報発信など、継続して事業に取り組みました。姉妹都市であるライスレイク市との交流事業としては、田村高校2年生をライスレイク高校に留学生として派遣しました。

目標6「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取り組みであります。人口減少・少子高齢化が進むなか、地域コミュニティと行政の役割や関係性を見直し、様々な地域課題に対応していくために、各まちづくり協会と協議を重ねてまいりました。

また、効率的・効果的な行政運営を目的に第5次行財政改革大綱の進行管理と併せ、令和6年度までを期間とする第6次行財政改革大綱を策定しました。

最後になりますが、平成30年度末に策定した「役場庁舎新築工事实施設計」を基に、条件付き一般競争入札により、役場庁舎新築工事請負契約を締結しました。

次に決算の概要であります。

令和元年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、町民が安心して生活するための社会保障費、老朽化した公共施設等の維持管理、子ども・子育てへの支援、定住人口や交流人口拡大につながる取組み等に財源を優先して配分いたしました。

歳出決算額は、一般会計が81億9,755万円、特別会計は、国民健康保険特別会計などの5事業の合計が46億8,524万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、15億7,478万円でありました。

町債については、令和元年度末借入残高が、一般会計で72億1,401万円、前年比2億3,476万円の増加となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて20億7,069万円で、前年比3億726万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、93.7%と前年度より1.1ポイント増となり、依然として財政構造の弾力性は非常に乏しい状況にあり

ます。

また、国の基準に基づき算定した財政の健全化判断比率については、実質公債比率は 8.7%と前年より 0.2ポイント増、将来負担比率については 21.8%と前年より 2.8ポイント減となるなど、指標の全てが早期健全化基準をクリアしておりますが、今後とも体力に見合った町債の発行と効率的な財政運営に取り組むこととしています。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、災害復旧工事や物品購入、役場庁舎新築工事の請負変更など契約に係る議案が 6 件、三春町手話言語条例の制定に係る議案、職員の給与に関する条例の一部改正に係る議案、令和 2 年度の一般会計と介護保険特別会計に係る補正予算がそれぞれ 1 件、令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分に係る議案、教育委員会委員の任命と固定資産評価審査委員会委員の選任に係る同意案件がそれぞれ 1 件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問の案件が 1 件、令和元年度一般会計ほか特別会計などの歳入歳出決算に係る認定案件が 10 件で、計 24 議案であります。

報告事項は、財政の健全化に関する比率と第 3 セクターの経営状況の 2 件であります。慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

…………… ● 議員提出議案の趣旨説明 ● ……………

○議長 日程第 6、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長

発議第 9 号「三春町議会の会期等に関する条例の制定について」

提案の趣旨は、三春町議会が通年議会制度に移行することで、議会が町政に対する監視機能の強化及び政策の立案機能の強化を図り、大規模災害等の発生など緊急時に議会の判断で速やかに会議を開くことを可能にするため、本条例を制定するものです。

令和 2 年 8 月 28 日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

発議第 10 号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

提案の趣旨は、三春町議会において、通年議会制度に移行するため、三春町議会会議規則を整備する必要があることから、本規則の一部を改正するものであります。

令和 2 年 8 月 28 日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

発議第 11 号「三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について」

提案の趣旨は、三春町議会が通年議会制度に移行することとなり、「三春町議会の会期等に関する条例」を制定することから、本規則を廃止する規則を制定するものです。

令和 2 年 8 月 28 日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

発議第 12 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」

意見書の内容ならびに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書の通りであります。

令和 2 年 8 月 28 日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上提案するものであります。

ご審議のうえ、可決くださるようよろしくお願いいたします。

……………・・ 議案の質疑 ・……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第56号から発議第12号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第56号「元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「三春町立小学校電子黒板購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「三春町立中学校電子黒板購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「三春町手話言語条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「令和2年度三春町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

同意第3号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

認定第1号「令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

認定第2号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

認定第3号「令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

認定第4号「令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第5号「令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第6号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第7号「令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第8号「令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第9号「令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

認定第10号「令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第9号「三春町議会の会期等に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第10号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第11号「三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 監 査 報 告 ……………

○議長 日程第8により「監査報告」について、監査委員から、令和元年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

村上代表監査委員。

○代表監査委員 令和元年度、各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、村上と議会選出の三瓶文博委員でございます。

審査の期間は、令和2年7月27日から31日までの5日間であります。

審査の対象は、令和元年度三春町一般会計決算から、令和元年度三春町病院事業会計決算までの10件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び令和元年度基金運用状況調書並びに令和元年度公営企業会計決算書、決算報告明細書、固定資産明細書及び企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び関係書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認めました。各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書で詳細に報告いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

最後に、決算審査意見書の17ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思っております。

財政運営全般について。

令和元年度は、令和元年東日本台風の影響により被災した町道、農地、農業用施設等の災害復旧に加え、第2保育所増築工事の増額補正などの補正予算が6回編成されたが、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は84億4,209万円で、地方交付税や県支出金、町債等が増加したた

め、前年度に比べ8億6,549万円の増となった。自主財源である町税においては、引き続き高い徴収率を維持していることや、固定資産税や町民税による収入が前年度に比べ大幅増となるなど、町税全体で前年度比3,603万円増となったことは喜ばしいことである。

また、「第7次三春町長期計画」に掲げる基本目標に則した各種施策や事業に取り組み、歳出額は前年度比9億6,621万円増の81億9,755万円となり、翌年度に繰り越すべき財源4,186万円を差し引いた実質収支は、2億269万円となった。ただし、平成30年度決算において、不用額がそれ以前と比較して増加傾向にあった。令和元年度決算においても、1億9,758万円で1,968万増加しているため、予算積算の精度を高めるとともに、補正予算を活用し執行内容を精査するなど予算の執行管理を徹底してほしい。

今後も、「第7次三春町長期計画」や「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、関連する他計画との整合性を図りながら各種事業を展開してほしい。一方、第6次三春町行財政改革大綱及び実施計画に基づいた事務事業の見直しや経費の縮減等を図りながら、効率的な行政運営に努めることを期待する。

特別会計は、国民健康保険特別会計の歳入及び歳出、介護保険特別会計の歳入が前年度を上回ったが、それ以外の特別会計の歳入及び歳出は、前年度を下回っている。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、定住促進施策や子育て支援施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤が安定することを期待する。

次に、令和元年度の町債発行額は、庁舎新築工場の影響もあり前年度比3億4,300万円増の8億980万円となった。町債残高は、定期償還により平成30年度の年度末残高では69億7,925万円であったが、令和元年度においては前年度から2億3,476万円増加したため、今後も更なる町債発行の抑制や定期償還に努めてほしい。

最後に、各種財政指標については、経常収支比率が93.7%で前年度比1.1ポイント増となり、適正とされる範囲を大きく超え、財政構造の弾力性が非常に乏しい状況なので改善が必要である。また、将来負担比率は、前年度比2.8ポイント減の21.8%と徐々に改善はされているものの、引き続き財政健全化に向けた積極的な行財政改革に取り組むことが必要である。以上であります。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第56号から発議第12号までは、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全員協議会において審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託並びに全員協議会による審査とすることに決しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第10、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、付託することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。

…………… ● ● 報告事項 ● ● ……………

○議長 日程第11、報告事項について。

報告第4号「令和元年度財政の健全化に関する比率の報告について」

報告第5号「令和元年度三春町第三セクターの経営状況報告について」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

…………… ● ● 散会宣言 ● ● ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時44分)

令和2年8月29日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善 一 郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 影山 寛子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	菊 田 誠 子
住 民 課 長	遠 藤 信 行	保 健 福 祉 課 長	佐 久 間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
-------	---------	----------------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年8月29日（土曜日） 午前10時00分開会

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、9月定例会の一般質問については、土曜日、あるいは日曜日の開催といたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

省エネ対策として、5月から10月まで「クールビス」を実施いたしております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをつけての傍聴にご協力をお願いをします。

なお、質問者及び答弁者がそれぞれ演壇等で発言する際は、十分な距離が確保されることから、マスクを外して発言することを許可しておりますので、ご理解をお願いをします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

傍聴されている皆さんには、今回から一般質問を聞いてのアンケートのご協力をお願いしております。お帰りの際には、本日の一般質問の運営に協力していただいている、田村高校生にアンケートをお渡しくださるようお願いをいたします。

傍聴者の皆さんご存じのとおり、今日は10名の田村高校生が傍聴を兼ねて、また、傍聴者の受付にご協力をされていますことを付け加えて、報告をしておきたいと思っております。

ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、8名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

それでは、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 　ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 　日程第1、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 　日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番（山崎ふじ子君） 　議長の許可を得ましたので、さきに通告しました1件について質問をいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

今、全世界で広がっている新型コロナウイルス感染症——以下、コロナと申します——について、私たちは、報道で流される情報に翻弄される日々を送っております。コロナにかかっている方は全世界で、8月28日付ですが、2,450万人、死者が83万人、日本では6万7,000人、死者が1,273人、福島県では151人、死者は0人となっております。福島県内でも、11日間連続で感染する方が出ている状況です。

ワクチンにつきましては、受ける優先順位が報道されたり、来年の3月頃には使えるだろうと言われていたり、あと、PCR検査につきましては、希望してもなかなか受けられない状況が報道されたり、都会のほうでは簡易検査を行っている医療機関もあるなどいろいろな情報がある中で、まず初めに第1点、コロナの動向について伺います。

1) ワクチンについて、いつ頃私たちの手元に届くようになるのか、いつ頃受けることができるようになるのか。

2) 希望すればPCR検査や簡易検査が受けられるようになるのは、いつ頃になるか。

次に、日本人のコロナによる死亡率は、年齢が高くなるほど高くなり、女性より男性の死

亡率が高くなっております。老人保健施設等は、大変なリスクを持っていると考えられます。集団発生、いわゆるクラスターが発生すれば、職員の方々の対応が大変なこととなり、一時、施設の閉鎖という事態になることも考えられます。

そこで、第2点目、老人保健施設等への援助について伺います。

1) 働く人々に向けて、正しいマスク、手袋、防護服等の着脱の仕方や、消毒液の正しい使い方などの研修会ができないか。

2) 施設内でコロナ感染の疑わしい人が発生したときに適切な対応ができるよう、研修会ができないか。

3) 衛生資材などの物資、資金面での援助はできないか。

続きまして、町内の7つの内科の開業医さんにアンケートをお願いしたところ、5つの医院さんより回答をいただきました。

コロナが三春町でも拡大した場合、必要な支援は何かという問いには、3つの医院が経済的支援、5つの医院が衛生材料と答えています。

現在のPCR検査については、「不十分であるが、自力で行うにはお金もスタッフもいないので、取り組めない」「田村3市町での取組みに任せる」「自力で簡易検査を行うことを検討している」と回答がありました。

軽症者の宿泊施設の確保については、「県に任せる」という意見と、「田村3市町でも確保が必要ではないか」というご意見をいただきました。

これらを基に、第3点目の、町内の内科の開業医さんに対し、簡易検査の導入を検討している委員さんがあるが、1) 職員の感染リスクに対し、物資、資金面での援助ができないか。

2) 自宅へ帰ることをためらう職員のために、宿泊施設の提供はできないか。

第4点目、私たち町民は、コロナに感染した不安があるときに、どのような行動を取ることが最善なのでしょうか。伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する予防や医療の対策について、今回、多くのご質問をいただきましたので、まずは、現在の新型コロナウイルス感染症の動向について述べさせていただきます。

6月以降の感染拡大と比較すると、全国的に若年層を中心とした感染拡大が見られ、検査能力の拡充により、軽症者や無症状病原体保有者が多く報告されています。県内の患者発生も連日報告されており、感染の拡大が懸念されているところでございます。

福島県が行うPCR検査の体制は、8月27日現在、1日当たり600件ですが、国の試算によるピーク時の最大需要想定である705件の実施体制確保に向け、拡充が進められております。

感染患者の受入れについては、福島県が計画に基づき、医療圏域ごとに重症度別の療養病床数を確保しています。重症患者の病床は、県立医大など高次医療を担う医療機関において県全体で42床確保されており、今後の患者数増加の段階に合わせた確保が進められております。

町立三春病院は、県中地域の指定病床が不足した際の協力病床を整備し、軽症患者を受入れる役割を担っております。町では、8月24日に、田村医師会の協力を受けまして、町立三春病院内に三春町地域外来を開設いたしました。これは、発熱や体調不良など新型コロナ

が疑われる症状がある場合に、かかりつけ医療機関からの紹介により、速やかに受診できる体制を確保するためです。

新型コロナが疑われるような症状がある場合には、まず、かかりつけ医に電話で相談していただき、医療機関の案内に従って受診していただきたいと思います。かかりつけ医がない場合は、受診を希望する医療機関を決めていただき、同様に受診をお願いいたします。

かかりつけ医が地域外来の受診が必要と判断した場合は、紹介により、指定された日時に受診することになります。診察の結果、検査が必要とされた場合には、所定の機関で検査を受け、検査結果が出るまでの期間は、自宅待機となります。また、検査の結果、陽性の場合には保健所から連絡がありますので、指示に従っていただくようになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、現状の説明でありました。

まず1点目の、ワクチンについてのおただしについてお答えをいたします。

8月21日開かれた、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、ワクチンの実施に当たって考慮すべき事項などについて議論されまして、安全性や効果、接種の優先順位など、具体的課題への対応が進められている段階であります。

具体的な供給時期や接種開始時期などは未定ですが、町としては、安全性や効果などの課題が解決されて国の接種計画が決まり次第、速やかに実施できるよう医師会や関係機関と協議、準備を進めて参ります。

2点目の、PCR検査関係であります。

PCR検査や簡易キットによる抗原検査など、現状で優先すべき検査対象は、症状のある方や無症状でも、接触歴など疑わしい状況がある方であり、感染の可能性のある方が周囲に拡大することを防ぐことが第一と考えております。

検査を実施する医師や検査技師など人材や機器などの不足は、簡単に解決できない課題であり、現状で希望者全員の検査は困難な状況です。今後の検査体制の拡充状況に注意しながら、町としてできる支援の在り方を検討して参ります。

続きまして、老人保健施設など介護施設への支援についてお答えいたします。

高齢者施設など、新型コロナウイルス感染症で重症化しやすい方が利用する施設においては、発生当初から国、県からの指導や通達を受け、日頃から実施している感染対策マニュアルを基に、対策の見直しや強化が既に図られております。

患者が1人発生すれば、クラスターが発生し、重症化することも予想されますので、町としても各施設の取組み状況を把握し、相談に応じ、必要な支援や指導助言などを実施して参ります。

次に、施設への物資、資金の援助についてですが、これは県からの支援に加え、町独自にもマスクや消毒薬の配付を行い、今後も必要に応じ、支援を行います。また、7月から支援金の交付を行っており、同様に介護や障害サービス事業所、保育施設などに対しても支援を行っております。

3つ目の質問にお答えいたします。

医療機関や薬局にも、介護施設同様に物資の配付と支援金の交付を行っております。また、今後の感染拡大に備え、帰宅に不安を感じる医療従事者の支援のため、宿泊施設を提供できる体制を既に整えております。今後も現場の声を聞きながら、可能な限り支援を行っていく考えです。

最後のご質問の、感染したのではないかと不安があった場合の行動についてでありま

す。

まずは人との接触を避けるため、仕事や集会への参加など外出をやめ、冒頭お話しさせていただいたとおり、医療機関に電話で相談した上で、速やかに医療機関を受診していただくようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症は、かかっても無症状の方も多く、また、無症状のうちに感染させることが分かっております。誰にでも感染の危険性があり、決して他人事ではありません。

そのため、集団感染の早期封じ込めが鍵であり、3密の回避や社会的距離の確保など、新しい生活様式を取り入れた、毎日実践する基本的な感染予防がとても重要になります。また、感染者や関係者への偏見や差別などが生じないように、人権への配慮も大切です。町民一丸となってこの困難を乗り越えて参りたいと思いますので、町民の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 開業さんが職員のコロナ感染で、つまり院内感染です。一時休業を余儀なくされたときの経済的支援について、行う考えがあるのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山産業課長。

○産業課長 休業補償、いわゆるコロナの影響で休業を余儀なくされた、そういった事業者への財政支援というそういった観点でございますので、担当課である産業課よりお答えいたします。

個人開業医の方への財政的支援としましては、必要要件を満たせば、国の持続化給付金が活用可能です。なお、医療法人につきましては、資本金10億円以上が対象外となっておりますが、実態としましてはほとんどの医療機関が対象となると、そういった制度でございます。

また、町の単独事業として5月より実施している、10万円の中小事業者支援金についても、一般の商工事業者の方々と同様に、要件を満たしていれば、給付が可能となっております。

なお、運転資金等そういったものに関しましても、県の制度資金である新型コロナウイルス対策特別資金、そういった制度資金の融資が可能となっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 風評被害について伺います。

先ほども町長、最後のほうに述べられておりましたが、患者さんのため、地域のために日々頑張っている医療従事者や、感染した方々が、風評被害に遭うことはあってはなりません。

私たち三春町民は、3・11の原発事故後、風評被害を体験して参りました。そういった体験をしているからこそ、この国難となったコロナを、町民が力を合わせれば、乗り越えていけると思います。町としても風評被害に対する具体的な対策がありますか。伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 風評被害対策ではありますが、まず基本的に一番大事なのは、正確な情報を皆さんに提供するということだというふうに思っております。そういった正確な情報提供に努めつつ、

ただ、小さい町でありますので、何らかの形で個人を特定できてしまうような情報については、慎重に対応をさせて判断させていただきます。言い方を変えれば、場合によっては特定できそうな場合は、事実を把握していても発表しない場合もございますので、その辺については十分にご理解をお願いしたいと思います。

ただ、同時に、保健所をはじめ我々行政担当の職員は、そこから先に感染が広がっていないか、または広がるおそれがないかということ、徹底的に調査を同時に進めております。そういった形で、広がる感染のおそれが極めて低いという場合には、早めに安心できる情報を提供していくと、それがまず基本だというふうに思っております。

また、今はSNSの時代ですので、根拠のない風評などを、悪意を持って拡散することは可能ですが、これは、ほかの全国的にもあちこちで起きておりますが、現在では、既に発信者に対して、処罰あるいは抗議などの行動も起こっておりますので、そういった軽薄なといいますか、無責任な行動はとらないように、厳に慎んでいただきたいというふうに思っております。

冒頭申し上げたとおり、誰がかかっても不思議ではない感染症でありますので、ここはやはり、寛容の精神あるいは優しさをもって対応をお願いします。冷静な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) さきに通告してあります2点について、質問いたします。

まず1点目ですが、障害者就労施設からの物品の調達についてであります。

平成25年から施行されている、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、こういった法律があるわけですが、この法律の中では、障害者就労施設からの物品の調達や役務の受注の機会を確保しようとするものであります。

障害者就労施設においては、雇用や就業は障害者の自立促進のためにも大変重要な柱になっているということでもあります。まずは、地方公共団体が自ら率先して、障害者就労施設からの物品の購入や役務の調達を推進するということにより、これを呼び水として、民間へも取組みの輪を広げることができるというふうに考えております。

そこで、まず1点目ですが、三春町での近年の、障害者施設からの物品の調達や役務の実績はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

2点目ですが、今年度の目標額と内訳はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

この法律では、町に対して、障害者就労施設などの受注機会の増大を図るための措置を講じるように努めることが定められておまして、また、物品調達方針の策定と実績の公表が義務づけられております。

町における近年の実績額ですが、平成30年度が13万390円、令和元年度が24万3,713円でありました。主な発注業務は、献血協力者報償としての菓子購入や選挙公報の封

入作業でありました。

2点目の質問の、今年度の目標額ですが、20万円としております。内訳としては、献血協力者への報償品費用、通知書など封入作業手数料、役場裏側にありますシバザクラのかん水——水まきですね——そういった手数料を上げております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) この法律の国の基本方針っていうのがありまして、その中では、職業の分野を限定することなく幅広く調達しなさいということと、あと目標額なんですけど、これについては、前年度を上回る目標を設定しなさいということになっています。ということは、平成30年度が13万、令和元年度、昨年度は24万3,000円ということで、これからいくと、今年度の目標額が20万、逆行しているのかなっていうふうに思うんですが。これからいくと、30万ぐらいになっても不思議ではないのかなというふうに思います。ぜひ、この辺、ちょっともう一度再考してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

昨年度の実績につきましては、24万3,000円の内訳のうち11万8,000円ほどが、選挙公報封入の業務でありました。今年度については、選挙公報の具体的な実施予定がありませんことから、実施可能な形でできることを目標にしまして、前々年度実績を上回る形で、見込みを立てたものでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、なるべく前年実績を超えるような、そういった計画を上げていくことが重要なことと思っておりますので、担当課といたしましても、町内の事業所からさらに具体的な、可能な作業であったり販売できるものなどについて詳細な情報をいただいて、全庁的に取り入れられることを計画的に進めていけるように努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 20万を超えるように努力するということだと思んですが、まず、何で地方自治体にこのような基本方針が出ているのかというと、やっぱりそれは、民間に波及してほしいということが大きな柱だと思います。

ということで、ぜひとも民間に対するちょっとした働きかけ、そういったのが必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 議員ご指摘のとおりだとは思いますが、ただ、こういった場合には、発注者の状況、あとはそれを受ける立場の方と、いわゆるマッチングも大事だというふうに思っております。そういった機会が、今までは確かに少のうございましたので、そういった機会を数多く設けて、そういったマッチングを通じて、広く民間事業所などにも、こういった機会を提供してくれるよう働きかけて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 2点目ですが、子ども・子育てについてであります。

今年の7月に、ある民間の住宅メーカーの調査で「街の住みこちランキング2020」というものがありまして、その中での三春町は県内で総合2位という、大変うれしい記事が新聞に出ておりました。その中のコメントとして、「三春町は育児に力を入れているために、子育てしやすい」という内容でした。三春町が子育てに力を入れて、そして人口増につながればというふうに思っております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

三春町の幼稚園、保育所の待機児童はあるのかお伺いします。

2点目に、今年度、岩江地区に認定こども園の構想策定業務が発注されていますが、進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目の、岩江地区の認定こども園の、次年度以降の予定はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目についてですが、保育所の定員がいっぱいで、入所申込みをしても入所できない、いわゆる待機児童が平成30年度に発生したため、昨年度、三春町第2保育所を増築し、受入定員を19名増員したところであります。

その結果、今年4月には、昨年度13名いた待機児童を解消することができました。しかし、その後、0歳児の入所申込みが複数件あり、8月に入り、新たに待機児童が2名発生した状況にあります。

2点目の、岩江地区に建設を予定している認定こども園の基本構想策定業務の進捗状況ですが、現在、未就学児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しております。今年度中には、施設の規模や内容、建設予定地や概算事業費などを取りまとめる予定であります。

3点目の、次年度以降の予定についてですが、来年、令和3年度には基本設計、実施設計に着手する予定であり、令和5年度の開園を目標に事業を推進して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) まず、昨年度、第2保育所を増改築した。定員を増やしたと。その時点では定員は解消されたんだけど、また新たに2名の待機児童が出たっていうことで、第2保育所のこの構想を練る段階で、子供の数の想定が、ちょっと見間違っただけかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

第2保育所の増築の規模を検討しました平成30年時点におきまして、前の年の平成29年度の年間の出生者数は89名でした。また、0歳の赤ちゃんを保育所へ預ける割合は、約22%でありました。

このような状況と今後の少子化の進展などを考慮しまして、年間出生者数を85名程度に見込みました。また、0歳の赤ちゃんを保育所に預けたいと希望するお母さんの割合が年々

増加傾向にあることから、預け入れ希望割合を3人に1人、3割程度ということで想定をして、増築規模を算定しているところでございます。

しかし昨年、令和元年度の年間の出生者数は、想定よりも10名ほど多い95名と、その後、転入等で、今年の7月末時点で住民登録をされた0歳の赤ちゃんの数は、101名ということでございました。当初想定をしておいた人数をオーバーしたことが要因の一つであったというふうに捉えております。

また、0歳の赤ちゃんの保育需要についてなんですけれども、実際、出産をされても、育児休暇を取れなかったり、または短縮をして仕事に復帰したいというふうに希望するお母さんもいらっしゃるって、なかなか現状が把握しづらいといった特性なんかも関連しているのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） まず、子供の数の、0歳児の想定が予定よりかなり多かったと、うれしい誤算だったというふうには思うんですが。そうはいつでも、やっぱり待機児童が出ているっていうのは、これは現実であります。

とにかく待機児童を早期に解消しないとならないっていう中で、まず、子供さん、少子化という中で、お母さん、お父さんそれぞれに働きに行かないとならないっていう現実があるもんですから、やっぱり子供さんを預ける割合っていうのは、どんどん増えてきていると思います。

そういった中で、もう少し細かい、アンケート調査をやっているんで、細かい結果は出ていると思うんですが、とにかく早急に、それを解消する。そして、需要とすれば、岩江のほうが多いんだろうというふうに思うんですが。

そこで、岩江のこども園について、令和5年度開業目標ということだったと思うんですが、少しでも早く、これは解消していかないと。今、2年度ですんで、あと2年ちょっとかかるわけですね、5年度になれば。子供さんは待っていませんので、ぜひとも早期に解消をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

1年間の子供さんの出生者数っていうのは、年によって、やっぱり変動等もありますし、あとはその待機児童を発生させないためには、常時受入れ可能なスペース、キャパシティーを確保しておくということが必要になってくるのだろうというふうに考えております。

しかし、現在の施設を活用しての受入れキャパシティーを広げるということにつきましては、これ以上、困難な状況であるということですので、抜本的な問題解決のためには、議員さんおっしゃるように、こども園のほうの建設のほうを、最優先な課題というふうなことで対応をしていくということが必要であるというふうに考えております。

今後、地元の住民の皆さんのご協力などもいただきながら、一刻も早くこども園が開設できるように、事業のほうを推進して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 10番篠崎聡君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告書の内容に基づき、質問させていただきたいと思います。

それでは、第1の質問です。新型コロナ禍における観光についてです。

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延している中、来年度についての観光について町でも考えていると思います。緊急事態宣言解除後の移動自粛緩和などによって、再び新型コロナウイルスが全国に広がっています。しかしながら、幸いなことに三春町では、今のところ新型コロナウイルスに感染したということは確認されておりません。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。

三春の観光の目玉であります滝桜観光は、今年、露店の出店もなく6日で終了となっております。来年のことを言いますと鬼が笑うとか申しますけども、来年の滝桜観光についてお伺いしたいと思います。

それでは、1つ目の質問になります。滝桜観光をやるのかやらないのか、判断時期についていつ頃になるのかということと、あと、やるとしたら、以下のことについて、どのようになるかお答え願います。

滝桜及び町内の桜のライトアップをするのか、しないのか。

滝桜周辺の売店を出店するのか、しないのか。

臨時バス、シャトルバスの運行をするのか、しないのか。

現地の注意喚起をするのか、しないのか。

体温測定などの発熱者の対応などについて、お答え願います。

2つ目は、来年度延期されますオリンピック・パラリンピックが開催された場合、開催に合わせて、三春町でも観光客を呼び込む施策を考えているのか。

3つ目ですけれども、その他、今年中止になりました盆踊りと秋まつりなど、来年についてどのような対策を考えているかお答え願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 1点目についてであります。新年度に向けての滝桜観光は、例年、おおむね1月から準備や各種打合せなどを経まして、3月前半に関係機関による観光連絡会議を開催し、最終的な対策を決定しております。

来春につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況推移を注視しながら、早めの対応を進めていくべきと考えております。このため、ほかの観光地での取組みも参考にしながら工夫し、可能な限り観光客を受け入れる方向で対応を進めていきたいと考えており、その中で、ライトアップや売店、臨時バスなどについても検討を進めて参ります。

また、感染予防対策については、感染状況が現在よりも好転した場合においても、今年の春実施した感染予防対策は必要だと考えております。現地での注意喚起に併せて、今年対応ができなかった入場時の体温測定あるいは消毒液の設置、さらには、状況に応じて混雑時の入場者数の制限、観桜期間及び観桜時間帯の縮小などについても対応しなくてはならないと考えております。

なお、滝桜関係の具体的な情報につきましては、内容が確定次第、議会に報告させていただくとともに、速やかに公式ホームページなどで発信して参ります。

2点目の、東京オリンピック・パラリンピックに合わせた誘客につきましては、感染拡大防止の観点から広域的な移動が推奨されていない実態も踏まえ、現在のところ観光客を呼び込む施策は考えておりません。

3点目についてであります。地域経済活性化とにぎわい創出の観点からも、各種イベントなどについては、従前のように実施できればと願ってはおりますが、滝桜対策と同様に、今後の新型コロナウイルス感染症の状況推移を見据えながら対応を検討していくとともに、これらにつきましても速やかに情報発信していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡君) それでは、第2の質問に移ります。お城山のアジサイ手入れについてです。

今年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のために中止ということになりましたけれども、お城山のアジサイ手入れについてお伺いいたします。

現在、各まちづくり協会が中心となって、お城山の割当て担当地域の草刈りや追肥などをしていますけれども、急斜面などもあり、一般の方が作業するのには危険を感じるがあります。今後も、一般町民によるお城山の手入れを続ける予定なのかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お城山のアジサイにつきましては、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、春の一斉作業は中止とさせていただきましたが、秋の作業については、各地区のまちづくり協会の判断にお任せしたところであります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、作業を再開して参りたいと考えております。作業に当たりましては、危険な箇所は除外するなど、安全を第一に進めて参りたいと考えておりますので、引き続きのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡君。

○10番(篠崎聡君) ただいまの答弁で、安全第一ということで事業を継続していくというようにお話だったんですが、万が一事故が発生した場合の補償についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お城山のアジサイ作業もそうなんです。町が広くまちづくり協会などボランティア活動をお願いする場合には、区長会などを通して、ボランティア活動に係る保険を掛けてございます。そういった、万が一、けがなどが発生した場合は、そういった保険で対応させていただきます。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで休憩に入ります。

コロナウイルス禍の中でありますので、1時間くらいで10分間の休憩を入れていきたいと思っております。

再開は、ちょうどあれですね、11時に再開しますのでよろしく申し上げます。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前10時49分)

<休 憩>

(再開 午前11時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ、再開いたします。

○議長 7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 議長の許可の下、さきに通告しておきました2件について質問させていただきます。

1点目、道路交通法に伴い、農業従事者へ大型特殊免許取得の支援策はということであります。あと1か月余りで、農家にとりましては実りの秋、稲の収穫時期が迎えようとしています。各地でトラクターやコンバインなどの活動されることになることでしょうか。2020年4月1日以降、国土交通省の農耕トラクターに関する道路運送法車両法の見直し、安全基準に緩和措置が盛り込まれました。

高さ2.0メートル、全長4.7メートル、幅1.7メートル以内、時速15キロ以内は小型特殊免許で道路走行は可能ですが、制限が一つでも上回る場合は、走行する運転者は大型特殊免許が必要になります。また、そのほか、コンバイン等積載車、車両、総重量750キログラムを超える牽引をする場合には、自動車の運転免許と牽引免許が必要になります。これらの免許書を取得するため、農業従事者は自動車教習所に通っています。町では、今後免許を取得される方々へ支援していく考えがあるのかについて、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

町としましては、認定農業者などの方々に対して、毎年、県短期大学校で開催されるトラクター、農耕車牽引に係る安全運転技術講習会などについて案内しております。農業従事者の高齢化、担い手・後継者不足が課題である中、担い手の確保や育成、地域農業の推進には、農作業の効率化の上でも大型機械の導入は重要であると考えられることから、今後、ほかの市町村の状況などを参考に支援の在り方を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 既に支援している自治体もありますが、それらを参考にして我が町も取り組んでほしいと思います。また、認定農業者という観点から、認定農業者以外で農業を手伝っている若者も少なくはありません。それらの若者に対して支援、対策できるのか、できないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 若い方の農業従事大変大歓迎であります。その実態に応じてそれぞれのケース・バイ・ケースでできるだけ支援はして参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 第2の質問をいたします。

高齢者対策についてであります。今年は春から全国的に新型コロナウイルス感染により、私たちの日常生活まで変わり、今年の夏は異常気象なのか、猛暑日が続き、各地では熱中症患者が出るほどの暑さです。その上、マスク着用での対応も大変でないでしょうか。一日でも早く収束をされ、平常に戻りたい気持ちでいっぱいです。

最近、高齢者たちによる詐欺被害事件や高齢者の交通事故、その他、様々な事件や事故、トラブル被害は少なくありません。町では、地域のことは地域で守るといっておりますが、これらを未然に防ぐにはどう対処すればよいのでしょうか。

一つ、地域での交流等はできるだけ自粛傾向で、人との接触はできない。二つ、地域での高齢者を守るのは誰が守るのか、役割はどうなのか。3、民生委員の方々の活動の役割はどうなのか。4、病院、買い物等の車での移動は困難になる。運転代行はどうなのか。5、電話等に対応は相談する相手がいない場合は、どう対応するのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 新型コロナウイルス感染症の発生により、これまでの生活は大きく変化いたしました。とりわけ高齢者の方々については、重症化のおそれが高いことから、日々の様々な生活の不安や戸惑いがあることと思います。

まず1点目のご質問についてですが、高齢者の方は特に注意が必要であります。日常の交流の全てを自粛すべきということではありません。ただ、不安な時期だからこそ、マスクの着用や手洗いの励行、3密を避けるなどの工夫をした上で、お互いに声をかけ、健康を確認し合うなど、大切な交流を維持していただきたいというふうに考えております。

2点目の質問、地域での活動についても、感染防止対策をお願いしていることで、これまで通りの取組みが難しい状況ではありますが、基本的な予防策を取った上で、可能な方法を話し合い、工夫して取組みいただきたいというふうに考えます。

誰がやるのか、役割はというふうなお話でしたが、町といたしましては方向性をお示しさせていただいて、旗振り役をやっていきたいというふうに思います。それに同感いただいて、地域の方はそれで方向性に従っていただいて、それぞれ工夫をして、あとは社会福祉協議会など、関係機関などとも調整しながら進めていただければというふうに考えてございます。

3点目の、民生委員の役割とのおたがいでございますが、各地域の民生児童委員は、地域の若い人材の不足から60代、70代の方に多くお世話になっている状況があります。担当の民生員さんが一人で地域の見守りや相談支援ができるものではありません。地区の役員さんや隣近所の支え合いなど、連携協力をいただきながら、町や地域包括支援センターとのパイプ役として地域を支えていただく役割というふうに考えてございます。

4点目の、病院や買い物の支援ということについてですが、高齢者の買い物支援サービスを7月から社会福祉協議会に委託して実施しております。また、移動支援といたしましては、中郷地区や中妻地区において、地域の支え合いサービスとして展開することができないか、具体的な検討協議を始めたところでございます。

5点目の、相談相手についても同様に、高齢者を孤立させないための交流場づくりとして、地区のサロン事業などの立ち上げを支援して参ります。今後、高齢化や核家族化が進む中で、

地域の中で支え合える仕組みをつくることが重要な施策となります。まちづくり協会をはじめ、関係各団体の皆様と一緒に、知恵を出し合い工夫して、安心して住める地域づくりに取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(新田信二君) ただいま許可がありましたので、さきに通告してあります2点につきまして質問いたします。

第1の質問に入ります。

地域の環境整備について、年々各地域で高齢者が増えていく中、暮らしやすい地域づくりが課題となっています。

特に歩道を含め、道路両サイドに生い茂った草、竹等は毎日の通学児童や散歩する高齢者、犬の散歩等の妨げとなっているのが現状です。そのほか、通行車両の車内から投げ捨てられたと思われるごみ、空き缶等は環境を悪化させています。住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域の環境は最も重要な課題です。

そのために、地域がそれぞれの現状を踏まえ、地域ごとに草刈り、清掃活動を実施しているところですが、あくまでも地域での活動は素人で、高齢者が多いために危険な箇所の対応は難しく、今後の地域での活動の見直しが必要と考えます。

そこで、次の3点についてお伺いします。

- 1) 今後、町が目指す地域環境維持活動について。
- 2) 地域の活動に対し、町の指導、支援について。
- 3) 車内からのごみの投げ捨ての対応について。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 一つ目のご質問ですが、町では今後も地域の皆さまのご協力のもと、環境維持に努めて参りたいと思います。

まずは、町民の皆様の安全を最優先に、危険な箇所は地域での作業は実施せず、施設管理者が管理を実施することとして、施設管理者と協議を進めて参ります。また、区長さんやまちづくり協会長さんと協議をしながら、継続的に地域の皆様に環境維持活動に取り組んでいただけるようにして参りたいと思っております。

二つ目のご質問ですが、町では地域の皆様が活動可能な箇所につきましては、十分な安全対策を講じた上で、活動を行っていただきたいと思います。活動実施に当たりましては、町で地域ボランティア活動、これは道路愛護作業なども含みますが、「地域ボランティアにおける実施方針」を策定いたしましたので、参考としていただければと思います。

次に町の支援ですが、町及び三春町区長会で地域活動に該当する保険に加入しており、いずれも賠償責任、傷害補償を含んだ保険であります。各種保険制度については、年度当初に開催する区長会の総会などを通じて、区長さん方に説明を申し上げており、地域活動で万一事故があった際には、区長さんから町に報告をいただくこととしております。

また、作業の際、安全対策に必要な三角コーンや作業中であることを示す看板などの資材を、各地区に支給させていただきましたので、ご活用いただきたいと思っております。

三つ目の質問ですが、各地区住民の皆様のご協力により、毎年約100回のクリーンアップ作戦が実施され、約10トンの不法投棄ゴミを回収しております。その一方で、一部の心ない人の行為により、依然としてポイ捨てや不法投棄が後を絶たない状況であり、昨年度は、三春ダム周辺、岩江地区の町道など、人目につきにくい場所で頻発しています。

引き続き、不法投棄の未然防止のため、周知・啓発活動を行うとともに、不法投棄多発地点においては、不法投棄防止用警告看板の設置、監視カメラの活用、警察署など関係機関との連携により対応して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番（新田信二君） 1つ目と3つ目のことに対して再質問いたします。

2つ目につきましては、地域活動に対する保険の加入は万が一のための保険と新たに作業の際の安全対策、対応する資材、看板等の準備は安全に作業を進めるために重要なことでもあります。各区長さん、まちづくり協会長さんに代わり御礼申し上げます。

1つ目ですが、地域づくり、住みやすい地域の維持は町側と協働でのまちづくりが基本と考えられます。今回、町が目指す環境維持の内容で、危険な箇所は施設管理者が管理を実施することですが、もう少し内容を詳しく説明をお願いいたします。

あと、3つ目ですね、不法投棄防止用警告看板の設置についてですが、監視カメラの活用は本当に望むところではありますが、取りあえず不法投棄の多い場所への警告看板等の設置をすべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野建設課長。

○建設課長 建設課より、まず1点目の地域の安全対策、危険箇所の把握等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、危険箇所についてですが、さきに区長さん、まちづくり協会さんのご協力をいただきまして調査をさせていただいております。ご報告いただいた箇所、町道ばかりではなく、国道、県道も含まれておりますので、町のほうで取りまとめをしまして、県三春土木事務所にも報告をさせていただいたところです。

ご報告いただいた箇所、かなり多くの箇所になりますので、県、町で全てなかなか実施するのが難しいぐらいありますので、まずは草木の繁茂により、交通事故の危険がある箇所や、交通障害を起こす危険のある箇所など、特に重要な箇所、また区長さんやまちづくり協会さんのご協力をいただきまして、ピックアップをしまして優先的に対応していきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

○議長 坂本町長。

○町長 2点目の不法投棄の対応であります。

不法投棄箇所に警告看板の設置を急げということではありますが、そのとおりであります。適切に情報の提供をまず地元の方をお願いしたいと思います。常にそういった体制で取り組んでおりますが、今後とも情報の提供をいただき、町のほうでも即時に対応して参ります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番（新田信二君） 土木事務所に各区長さん、まちづくり協会長さんの事前に地域でできない箇所の提案を出しまして、危険な箇所を重点的に先回りで工事をすると。例えば、そ

れ以外の箇所はどのように考えているのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

あと、不法投棄ですが、今現在、全国でもごみのポイ捨てが多いものですから、コンビニなんかでも、今まであった、入り口にあったごみ箱がほとんど今ありません。そんな関係で、コンビニで買った弁当の空き袋とか、そういったものを捨てるのが多くなっている現状かなと思われまます。

そこで、全国で今取り組んでいるのは、各地域での独自のポスター、あと看板等を作成して啓発運動を行っています。内容的には、小学生とか幼稚園生が作ったポスターを、それを台にして立て看板を作ったり、地域は地域での特徴を生かした看板を作っているところもあります。そこに、商工会等あと町側も、特に商工会は地元の商店とか企業がそういったのに支援していると。

町もそこにいろんな面で支援するというので、そこに子供たちを含んで地域での本当の意味での協力でごみをなくすと。そういった活動が生きてくるのかなと思っています。その辺もぜひとも今後、町には検討していただきと思いますが、その辺もお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 さきに報告いただいた危険な場所については、施設管理者のほうでやると、ただ若干優先順位はつけさせていただくという話でありました。それ以外の場所をどうするかというふうなご質問だと思いますので、お答えさせていただきますが、基本的な安全の確認はきちんとやっておいて、道具の点検あるいは周辺環境の確認などは徹底していただいた上で、無理のない範囲でお願いしたいと。引き続きご協力をいただきたいというふうに思っております。

ただし、安全確保、特に今の時期は熱中症にならないように、そういった時間帯を考えてほしい、そういったご案内はするつもりであります。引き続きのご協力をお願いを申し上げます。

2点目の不法投棄予防・防止についての様々なアイデア、今提案していただきましたが、子供さんのポスターや地域の特性などを生かすべきというお話がありました。商工会などの協力もというふうなお話でありました。道路沿線の散乱ごみ対策については古くからアダプトプログラムというふうなものがございます。

これは一般企業や団体などと協力して、一定区間の管理をお願いするなどということを通じまして、ごみの散乱を防ぐ効果があるというふうな、言われるような先例もありますので、幅広くそういった情報を集めながら、場所に応じてはそういったものを試しにやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二君) 第2の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症予防対策について。第2波が懸念される中、隣の郡山市からも感染者が増えていることで、今後の三春町としての感染予防対策を確立する必要性があると考えます。

郡山市での感染者については、感染経路はほぼ解明されていて、今のところクラスター発生の心配がないため、周辺の市町村でも通常の生活となっています。三春町は運よくいまだ

感染者がゼロを継続していますが、今月に会津若松市で感染者が発生したため、油断はできません。今後の三春町での感染者を発生させないための予防対策と発熱等体調不良での感染が疑われる方が発生した際、町としての対処方法を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

連日の県内感染者の報告を受け、町民の皆様には不安な日々を送っていることと思います。感染者を出さないための予防策としての第一は、町民の皆様や事業者の皆様自身における咳エチケットや手洗いをはじめとした、基本的な感染症対策を徹底することだというふうに考えてございます。

「換気の悪い場所」「大勢のいる密集場所」「間近で会話する密接場面」の三つの密を避け、体温測定など毎日の体調に注意を向け、不調なことがあった場合には集会や仕事に出かけず、医療機関に電話相談をしてから受診をすることだというふうに思っております。

さらに、料理の個別提供や仕切りの設置、テレワークの導入や接触確認アプリの活用など、新しい生活様式の定着について可能な限りの取組みをお願いしたいと考えております。

町の対策としては、その周知徹底、あるいは町内各施設運営に係る感染防止対策の強化、事業所や団体が行う対策への支援を行っております。

次に、発熱や体調不良で感染が疑われる方が発生した際は、町民の皆様には、5番議員の答弁のとおり対応をお願いいたします。

町の対処方法としては、陽性が確認された場合に、速やかに情報収集して対策本部会議を開催し、必要な対応を行うこととしております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○4番(新田信二君) 再質問であります。各都道府県では最新の新しい生活のスタイルを呼びかけて、感染予防に取り組んでおります。

ただ、重要なことは、各家庭と勤務先にあると考えます。各家庭では、家族ぐるみで予防に対する危機感を家庭で話し合い、日々の生活に生かせることが重要と考えます。勤務先では、会社・企業側は工作中、または外部との接触に対する予防対策を24時間体制を取ることが重要と考えます。

そこで、答弁の中にありましたが、町の対策として、事業所や団体等への支援の内容を再度お伺いいたします。

あと2つ目、発熱や体調不良での感染が疑われる方が発生した際についてということで、5番議員の答弁で理解をしましたが、現在は誰でも熱が出たり、体調不良を感じた際に、新型コロナウイルス感染を自らが疑ってしまうのは、誰もが同じだと思います。普通の生活の中で身の回りに感染者がいないという保障はないからです。

町内の病院でも、いまだ熱のある方が外来については難しいとのこと、県内で昨日新たに5人の感染者が発生し、12日間連続で発生し、今まで151人となっています。

町として、県との新たな取組み方を協議し、最新の生活のスタイルの中で新たな予防対策の発信が今後最も重要になると思いますが、発信の方法を再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、1つ目、事業所への支援ということですが、先ほど産業課長からも答弁させ

ていただいたとおり、いわゆる給付金、あるいは融資制度などの活用は既にご案内している
とおりであります。

また、事業所、あるいは事業者において、感染予防に必要な物資を買う、資材を買うとい
った場合にも、町からのある程度の支援の準備はしてございます。そういったものは、先日
の補正予算の中でも盛り込んでございます。そういったもので対応して参ります。

2点目の、県と力を合わせて新たな予防対策ということでありましたが、これは冒頭お話
し申し上げましたが、まずは感染者をなるべく早く早期に回復に導く、つまり感染した患者
さんを一日も早い回復に導くということで、今、県内の市町村は一致団結して進んでおりま
す。そのために三春病院に地域外来を設置したということでもありますので、もしかかったか
なと思われた場合には、先ほどからお話ししているとおり、まずはかかりつけ医に電話で相
談をしていただくという基本姿勢は、これは変わらないと思います。県でも同様なお話をす
ると思います。

まずは、直接医療機関に行かないで、まずは電話で状況をお伝えして、その後、適切な指
示に従って、場合によっては地域外来、あるいは指定の病院の指示に従っていただくという、
まずは病気にかかってしまった対策が優先されてございます。

その後、国のほうでも発表しているようですが、検査体制の整備については、まだまだち
よっと不確定なところがございますので、本日の段階では、まだ確定的なことは申し上げら
れませんが、逐次そういった情報が入り次第、皆様に発信していきたいというふうに思っ
ております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番橋本善一郎君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) ただいま議長より通告いたしました質問の許可を受けましたの
で、質問に入ります。

第1点目、PCR検査実施について。いまだに新型コロナウイルスの収束が見られないま
まで、秋冬のインフルエンザが懸念されています。コロナには誰もが感染したくないと思っ
ています。私は安心安全な町をつくるためにも、誰もが自由にいつでもPCR検査が受けら
れる体制を整えていくことが必要だと思っています。

そこで、次の質問を行います。

行政検査以外では、民間検査はあまりにも価格が高く、一般的ではないと思うのです。三
春病院内に検査機器、スタッフを手配し、誰もが安心してPCR検査を受けられる体制を整
えることが、安心安全なまちづくりにつながるのではないかと考えますが、町の考えをお伺
いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

誰もが自由にPCR検査が受けられる体制については、5番議員の質問に際し、冒頭ご説
明したとおり、人員不足などのため、残念ながら現状では実現困難な状況でございます。感
染が疑われ、検査が必要な方を最優先に速やかに受けられる体制の確保に努めております。

それが現状でございます。ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) それでは、第2の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策医療機器整備について。コロナの影響で病院経営が悪化し、統廃合の話もある中で、三春病院は田村の中核医療機関として、ICU、ECMOといった先端医療機器を配備する計画はあるかどうかお伺ひいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

感染患者の療養病床については、5番議員の答弁の中で説明させていただいたとおりでございます。ICUやECMOを使用する重症患者は、高次医療を担う医療機関、先ほど県立医大などというふうなお話をさせていただきましたが、そういった高次医療を担う医療機関が担当いたします。

軽症患者の受入れを担う町立三春病院には、先端機器配備をする計画は、したがってございません。軽症であっても、新型コロナウイルス感染症患者を安全に受け入れて治療をするに当たり、必要な機器備品については既に整備してございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○12番(橋本善一郎君) それでは、3番目の質問、子育て支援についてお伺ひいたします。

近年、少子化が進む中、子供の養育人数も減っていることが危惧されます。親の教育費も子供が増えるたびに増えます。

そこで、次の質問をいたします。

(1) 今後、第2子、第3子の児童手当の増額をする考えがあるかどうかお伺ひいたします。

(2) また今後、就学以上の子供の支援策があるのかどうかお伺ひいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 子育て世帯に対する経済的な支援は、重要な子育て支援施策の一つであると認識してございます。町の独自事業として子育て世帯に対して、紙おむつや粉ミルクと交換できる6万円分の商品券を支給するすくすく赤ちゃん応援事業や、就学前の第3子を在宅で子育てする世帯に対し、月額5,900円を支給する多子世帯養育支援事業などを実施してきたところでございます。

なお、おただしの児童手当につきましては、ゼロ歳から中学校卒業までの児童を対象に、児童手当法に基づき、国、県、町及び事業主拠出金を財源に支給される手当であり、町独自で増額給付することは考えてございません。

次に、就学以上の児童に対する今後の支援策についてですが、子育て支援の充実には、現

金給付ばかりではなく、子育て世代が必要としているサービスを充実させることも重要であり、ファミリーサポートセンター事業や放課後児童クラブ、まほらっこ教室の運営など、仕事と子育てを両立させるために必要なサービスの充実に今後とも努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎君。

○12番(橋本善一郎君) ただいま町独自で養育費を出しているということなんですけども、他市町村において、三春町以外の町村においては、どのような町独自の支援策があるのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

県内59市町村あるわけなんですけども、ここでそれ全てについてちょっとご説明を申し上げるには、ちょっと時間がないので、隣接をする自治体について、県の令和元年度市町村独自の次世代育成支援対策調査というものがあるんですけども、これに基づいて情報のほう、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、市町村の独自の出産祝い金を例に申し上げますと、三春町は先ほど答弁にありました、すくすく赤ちゃん応援事業というふうな形で実施をさせていただいているわけなんですけども、お隣の田村市についても、三春町と同額の6万円分の商品券というふうなことで支給をされているようでございます。ただし、田村市の場合は、第3子については16万円相当の商品券というふうなことでしているようでございます。

あと、二本松市は1万円ということで、5,000円の現金と5,000円分の商品券を支給をしているということです。

あとは、郡山市、本宮市につきましては、お金とか商品券ではなくて、マグセットなどの育児用品を贈呈しているということでございます。

次、市町村独自の児童の育成手当についてですが、三春町は先ほど答弁申し上げましたとおり、多子世帯養育支援事業というふうな形で、在宅で子育てをしている第3子に対して月額5,900円、これはゼロ歳、生まれてから小学校に入学するまでということで支給をさせていただいております。あわせて、第2子につきましても、本住民税非課税の世帯の方につきましては、月額5,000円のほう、在宅で子育てをしているご家庭に支給をさせていただいております。

隣接する自治体では、田村市が月額5,000円の手当を支給しているようです。支給対象は第1子からというふうな形にはなっているんですが、在宅で子育てをしている3歳以上、小学入学までの児童が対象というふうなことで、ご存じのとおり3歳以上ですと、保育所とか幼稚園に通園している割合が高いということで、支給対象は限定的であるようでございます。このほか、三春町、田村市以外に隣接する自治体では、市町村独自の児童育成手当を支給している自治体はございません。

以上のような状況で、三春町はほかの市町村と比較をしても、決して経済的な支援が充実していないわけではないなというふうなことで認識してございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　ここで休憩をいたします。再開は午後1時といたします。よろしくお願ひします。

……………・・　休　憩　……………

(休憩　午前11時48分)

<休　　憩>

(再開　午後1時00分)

……………・・　再　開　……………

○議長　休憩を閉じ、再開いたします。

○議長　8番三瓶文博君、質問席に登壇願ひします。

第1の質問を許します。

○8番(三瓶文博君)　議長のお許しを頂きましたので、さきに通告してあります2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。新型コロナウイルス感染防止に係る学校の環境の整備についてでございます。

1)ということでございます。8月22日の新聞報道に、新型コロナ感染症対策の対応に追われ、教職員の3人に1人は、疲労から、子供の話に十分耳を傾けられていないというアンケート記事がありました。その中で、職場で体調不良を訴える人が増え、事業別の負担の重さとして、校内の消毒作業や学習の遅れの取り戻しが上位となっております。

学校における新型コロナウイルス感染症対策について、児童生徒の検温、校舎や教材等の消毒、発熱した児童生徒への対応など、学校現場では教職員の日々の業務が大変負担になっていると伺っております。現場の教職員の負担をできるだけ軽減していくことが必要と考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

2)教職員の負担が増加すれば、当然、児童生徒、そして保護者への影響があるのは明確でございます。新型コロナウイルス対策は国家的な問題でもありますが、長年の間、教育改革を進めてきた三春町にとって、独自の新たな安心して安全な教育環境づくりを積極的に取り組んでいただきたいと思います。お考えがあればお聞かせください。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長　1点目のご質問にお答えいたします。

議員おただしのおり、教職員の業務の負担を軽減することにより子供たちに向き合う時間を確保することはとても大切なことであり、三春町でも教職員の働き方改革を進めてきたところでございます。

新型コロナ感染症対策では、学校再開後、校舎施設の消毒作業、児童生徒の検温や体調管理、新しい生活様式に基づく生活指導、例えばマスクの着用、手指消毒の励行、ソーシャルディスタンスの確保など様々な感染症対策を講じ、子供たちの安全確保に努めて参りましたが、これによって教職員の負担感増が著しいものになっておりました。

そこで、各学校に配置する内部作業員、外部作業員、特別支援教育介助員等の業務を見直し、教職員の負担軽減のための支援を進めて参りました。また、今月からは、教職員の業務支援を行うスクールサポートスタッフを各学校に1名配置して、教職員の業務負担の軽減を進めているところであります。さらに今後は、働き方改革を進める中、教職員の校務を支援するシステムの導入を検討するなど、環境整備に努めて参りたいと考えております。

2点目の質問でございますが、まず、新型コロナ感染症をはじめ、児童生徒の安全を確保

する上での必要な資材、例えばマスクや消毒薬、さらには学校ごとの要望を踏まえた感染症対策備品などの提供を速やかに実施したいと考えております。

また、これまで学校単位で行っていたメール配信システムを、今年度から、三春町独自で教育委員会からも一斉にメールが配信できるシステムに切り替え、緊急時の連絡を速やかに実施できる体制を整え、保護者の不安を軽減するための取組みを進めて参りました。加えて、保護者からの問い合わせや相談の電話が各学校へつながりにくいとの指摘があり、現在、各学校の電話回線を最低2回線確保すべく準備を進めているところであります。

安全、安心な環境づくりには、家庭や地域との連携が欠かせません。通学路の安全確認や下校時の地域での見守りなどについて、9月から小学校区を単位として順次開催する地区教育懇談会において、教育委員会、学校、保護者、地域の皆様との間での意見交換を行い、課題等の情報の共有を進め、その成果を安全、安心な教育環境づくりに生かしていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○8番(三瓶文博君) スクールサポーターがお手伝いに入っていると、そういったことで対応しているということでございますけれども、今年度は休校要請とかそういうのがあって、大変学校の中、そしてまた今年度小学校、来年度から中学校で新たな学習指導要綱が全面实施になるなんていうふうな環境の中で、現場は大変混乱をしているんだなというふうな予想をするわけでございます。今、非常に対応が大事だと思うんですけども、こういった中で、現場の中からも声があればちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 現場の声ということで、学校に照会をかけた内容について、若干ご説明を申し上げます。

やはり、学習指導そのものよりも、負担感が一番大きいと各学校で感じておりますのは消毒作業でございます。様々な子供たちの動線に応じて必要な消毒をこまめにするという作業は非常に手がかかり、時間もかかる、そしてきめ細かに対応しなければ感染症対策が進まないということで、学校が苦心しているというような報告が上がっております。

そのほかは、例えば3密を避けるための授業の工夫ですとか、換気のためのエアコンの調整ですとか、先ほどお話申し上げました新しい生活様式の指導等で、3密を避け、ソーシャルディスタンスをしっかりと保ちながら授業をするという授業のスタイルについては、各学校で大分浸透しているように思われます。

消毒作業そのもの、そして子供たちの自己管理に関する必要な物品につきましては、先ほどお話申し上げたとおり、各学校からのきめ細かなヒアリングを通して順次準備をし、配置を進めているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○8番(三瓶文博君) 2)の質問に対しての質問でございますけれども、先ほど来、午前中、同僚議員からお話があったと思うんですけども、住み心地ランキング2位というふうな民間アンケートの調査があったと。これは、1番が本宮、三春が2番、3番郡山ということで、54項目の設問の中で、8項目にそれを分けてアンケートを取ったということで、2年間にわたり3,700人から案件を求めたということなんですね。その中で2位というの

は、非常にすばらしいことなんです。先ほど来、同僚議員からありましたけれども、育児に力を入れているというふうなことが大きな評価につながっているということで、大変すばらしいことだなど。

こういうことが、定住人口の増加、そして、話はちょっと変わりますが、四合田の造成地でありますけれども、若年者でやっても大変売れ行きが好調だというふうな反映はそこにあるのではないかなというふうに私なりに考えているところでございますけれども、その子たちがやがて小学校に入ってきます。そういった中で、さらにやはり磨きをかけるという意味で、小学校で独創的な教室の在り方だったり、私はそこは分かりませんが、そういうふうな新たな魅力の創出というものを、お考えがあればちょっと聞かせていただきたいと。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 非常に手をかけて、目をかけて、育てた子供たちが小学校に入っただけで、その小学校からの教育の充実という観点に置き換えてお話をさせていただきたいと思いますが、かねてから、三春は、一人一人の子供たちの個性や特性に応じた学校の在り方を考えて参りました。子供の夢と教師の夢がともになう学校づくりというものが、40年間変わらず掲げられている三春の理念でございます。今年度もその理念をしっかりと体しまして、小学校に上がってきた子供たち一人一人が自分のよさをしっかりと自分で意識をし、そしてそれを友達と共有しながら質の高い学びができるようにするために、主体的・対話的で深い学びという新しい教育のキーワードを標榜して、授業改革に取り組んでおります。

なかなかこのコロナ禍の中で、思ったようには進んではいないところなんですけれども、これによって、一人一人がさらに磨かれ、子供たち一人一人が自分の夢を持ち、そして目標を持って成長する、その連続性につながるというふうな考えの基に学校経営をそれぞれの学校で進めておりますし、どの学校のどの学級からもその授業改革を進めたいという意図を各学校に伝えて取り組んでいるところでございます。それによって、一人一人がさらに磨かれて、それに個性が伸長され、資質、能力が向上できるものと確信しております。今後ともよろしく願います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(三瓶文博君) 2つ目の質問に移りたいと思います。

新型コロナウイルスに係るさくら湖周辺の環境づくりについて。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我々の生活様式を大きく変えてしまいました。その生活様式を大別すると、アウトドア、それとステイホーム等のインドア、これが両極端にあります。そのアウトドアの整備について、キャンプ場などの野外施設や、災害時における避難場所などの新たな施設の在り方を検討してはいかかと考えます。

町にはさくら湖周辺全体整備についてまとめた三春の里整備構想もあり、さくら湖周辺の整備について、町並びにまちづくり公社などの関係機関、団体と協議を重ね、その対策をコロナ終息後の観光、また災害時の避難にも利用できる観点から、こういった環境整備が必要と思うが、町の考えをお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 2つ目のご質問ですが、三春ダム周辺には、貝山多目的運動広場、柴原多目的運動

広場、さくらの公園及びもみじ山などの施設がございます。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、3密を避けるため、アウトドア活動を選択する方々が増加しているとの話は伺っております。

三春ダム周辺施設につきましては、国土交通省三春ダム管理所やさくら湖流域協働ネットワークの皆さんと、さらなる利活用や活性化のため、継続的に話し合いをしております。キャンプ場や車中泊のできる野外施設としての活用についても協議しながら、できることから取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

また、災害時には、災害の状況を踏まえて、町民の皆様の安全確保のため、施設の開放・利用を図ってまいります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○8番(三瓶文博君) さくら湖周辺の環境整備が、昔どうやって考えたのかななんてこともちょっと気になったものですから、古いさくらの里整備構想というふうなものを図書館からちょっとお借りしていろいろ見まして、そういった中で、今に進んできて、いろいろな整備がされているというのは大変理解しました。

それで、三春町では、町内においても、さくら湖周辺においても、まさに豊かな自然に恵まれ、自然環境がすばらしく、町内で3密を回避できるロケーションが数多く整っていると思っております。そして、遠くに出かけなくても、三春を再発見することで十分に安全に楽しめる場所があると私は思っております。

そんな中で、さくらの里構想はもう古いものではございますけれども、時代の移り変わりとともに非常に人々のニーズも変わってきて、せっかくすばらしいインフラがあるんですけども、案外人が行っていないというのが現状ではないかとちょっと感じております。

その中で、滞在型の、今、アウトドアが非常にブームをおいて、何がやはり三春に足りないのかなと思えば、滞在する場所がないんです。例えばバーベキューをして滞在をすると、例えばキャンプをして滞在をすると、そういった部分が、環境づくりは丸っきらないと言っていると思います。

そういった中で今回の質問に及んだわけでございますけれども、ほかの町というか云々で、防災公園を例えばバーベキューの場所にしたりと。バーベキューもちょっと問題はあるんですけども、コロナの安全対策をすれば、比較的密になりにくいというふうな部分もあって、今後の取り組みをするに当たってご返事をいただいたわけですが、検討を重ねたいと。現にある施設の利用で可能ではないかと私は思うんです。新たな施設をつくるのではなくて、現状をいかにうまく利用するかということも大事な要素であると思っております。

ただ、これ、今、コロナの状況下でございますので、なるべく逆に早い取り組みが必要かと思うんですけれども、そこら辺の取り組みについて、もう一度お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

さくら湖周辺、非常に魅力的な場所というふうなお言葉を頂きまして、本当にありがとうございます。計画的に整備していくべきというふうには思っておりますが、そうは言っても、すぐにでもできることがあるのではないかとというふうな趣旨だというふうに思っております。

おただしにありました、例えば滞在型の一例として、既に三春の里には広大な駐車場スペースがございます。現在、その一角を利用して何かそういった滞在型の事業が展開できない

かというふうな具体的な検討も既に始めてございます。具体的な形になりましたら、また議会のほうに報告させていただき、利用ができる段階になりましたら、また広く周知を図っていきたいというふうに思っております。ただいま検討中ということでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番井上聡君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(井上聡君) 議長より許可を頂きましたので、質問に入らせていただきます。

まずは、電気自動車の充電スタンドの設置についてです。

近年、ますます電気自動車の普及が増えてきてまして、今後もさらに増えていく見通しです。ガソリンエンジンの自動車にはガソリンスタンドが欠かせないように、電気自動車には充電スタンドが欠かせません。

近隣市町村では、郡山市では60か所、田村市では8か所ありますが、三春町にはまだないようです。経済産業省でもインフラ整備にも力を入れていますので、1か所でも設置したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

近年、電気自動車の普及が進んでおり、それに伴い、県内の商業施設や道の駅あるいは高速道路のサービスエリアなどに電気自動車用の充電設備の設置が進められております。

電気自動車の充電設備は、家庭用電源のコンセントでも充電できる普通充電設備と、短時間で充電可能な急速充電設備の2種類に分けられます。

現在、町では新庁舎を建設中ではありますが、現庁舎解体後の駐車場整備に併せ、町民の方をはじめ、観光などで三春町を訪れる方々にご利用いただけるよう、急速充電設備を1基設置することを検討しております。

なお、それ以外の観光施設などへの設置については、電気自動車の普及状況などを注視しながら対応を検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(井上聡君) 2つ目の質問に入ります。

滝桜の仮設トイレについてであります。

去年、滝桜の仮設トイレを使用してみました。ですが、仮設トイレですので、清潔感があるとはやはり感じられませんが、ちょっと優雅な滝桜とのギャップに何とかならないものかなと思ったところであります。

しかし、同じ仮設トイレも、去年、研修の際に行きました国見サービスインター、東北自動車道にありますけども、ここが全面工事のために、やはり仮設トイレが並んでいました。ここは、見るからにとっても清潔なトイレでして、臭いも全くありませんでした。もう、ちょっと質が違うんだなと思いましたが。

それで、滝桜のトイレも、レンタル料の入札額とかで決めるのではなくて、清潔感や品格がふさわしいなどで選ぶのがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

滝桜のトイレにつきましては、毎年多くの観光客の受入れを行うため、現地の常設トイレに加え、例年、観光客数を参考に、必要とされる数の仮設トイレを設置し対応しているところでございます。

ご指摘のありました、清潔感と品位のある仮設トイレの設置についてであります。常設・仮設に関わらず、公共トイレは観光地としての三春町の印象にも大きな影響を与えるものと考えております。このため、今後は、仮設トイレのグレードなどの選定も含め、快適にトイレを利用していただけるよう、清掃などの徹底による清潔感の確保と衛生面の維持に引き続き努めながら、観光客の受入れを行って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………**散 会 宣 言**……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時26分)

令和2年9月8日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 孝夫 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	菊 田 誠 子
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	宮 本 久 功
税 務 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	永 山 晋
建 設 課 長	新 野 恭 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和2年9月8日（火曜日） 午後2時01分開会

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告

第4 議案の審議

議案第56号 元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について

議案第57号 元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について

議案第58号 三春町立小学校電子黒板購入契約について

- 議案第 5 9 号 三春町立中学校電子黒板購入契約について
- 議案第 6 0 号 三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について
- 議案第 6 1 号 三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について
- 議案第 6 2 号 三春町手話言語条例の制定について
- 議案第 6 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 4 号 令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 5 号 令和 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 6 号 令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 認定第 1 号 令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 0 号 令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
- 《議員提出議案》
- 発議第 9 号 三春町議会の会期等に関する条例の制定について
- 発議第 1 0 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 1 1 号 三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について
- 発議第 1 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 1 分）

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。三春町議会では省エネ対策として5月から10月までクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをつけての傍聴にご協力をお願いいたします。

なお、執行側や議員が演壇等で発言する際は十分な距離が確保されていることから、マスクを外して発言することを許可しておりますので、ご理解をお願いします。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

○議長 今定例会の提出議案の中に、聴覚障がい者に関する案件が含まれていることを考慮し、議場の進行について手話通訳をする合理的配慮が必要と判断し、手話通訳士を配置しましたので、ご理解をお願いいたします。

それでは脱衣を許します。ただいま出席している議員は16名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立いたしました。

……………開 会 宣 言……………

○議長　それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

……………諸 般 の 報 告……………

○議長　日程第1、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は配付してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配付してある議場席次図のとおりであります。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長　日程第2により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情事件第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長　総務常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、8月31日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会 議長 小林 和彦

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

地方財政の充実、強化が必要不可欠であることから、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざすことが必要である。

このためには、感染症対策、防災など増大する地方自治体の財政需要に見合う地方一般財源総額の確保、新型コロナウイルス対策としての臨時交付金等についても、2021年度予算への十分な財源の確保、地方交付税算定における「従来のトップランナー方式」の廃止・縮小を含めた検討、2020年度から始まった会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、国税から地方税への税源移譲の抜本的な改善、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、臨時財政対策費に頼らない地方財政を確立するため地方交付税の法定率を引き上げること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

陳情事件第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について採決いたします。

○議長 お諮りいたします。本陳情はただいまの委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件第4号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月28日に日程設定を行い、8月31日、9月1日、2日、3日、4日、7日及び8日の8日間、第1委員会室及び3階会議室において開会し、9月4日には現地調査も行いました。

議案第61号 三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 三春町手話言語条例の制定について

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 令和2年度三春町一般会計補正予算(第4号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

総務課長、財務課長、企画政策課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は8月28日に日程設定を行い、8月31日、9月1日、2日、3日、7日及び8日の7日間、第4委員会室において開会し、8月31日には現地調査も行いました。

議案第56号 元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について

議案第57号 元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について

以上2案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

認定第1号 令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

以上2案について、建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第66号 令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第8号 令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、8月28日に日程設定を行い、8月31日、9月1日、2日、3日、7日及び8日の7日間、第3委員会室及び3階会議室において開会いたしました。

議案第58号 三春町立小学校電子黒板購入契約について

議案第59号 三春町立中学校電子黒板購入契約について

議案第60号 三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について

以上3案について教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 令和2年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

住民課長、教育課長、生涯学習課長、子育て支援課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

住民課長、教育課長、生涯学習課長、子育て支援課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

住民課長、教育課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議員提出議案発議第9号から第12号並びに同意第3号から同意第4号及び諮問第1号までの7案件につきましては、委員会に付託せず、全員協議会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第56号「元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号「元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第58号「三春町立小学校電子黒板購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号「三春町立中学校電子黒板購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号「三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号「三春町手話言語条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第63号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第64号「令和2年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「令和2年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

同意第3号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり宗像俊樹氏を教育委員会委員に任命することについて、同意することに決定いたしました。

同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり鈴木輝夫氏を固定資産評価審査委員会委員に任命することについて、同意することに決定いたしました。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本案は、適任ということでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、影山福夫氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定いたしました。

認定第1号「令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑をお願いいたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第2号「令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第3号「令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第4号「令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第5号「令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第6号「令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第7号「令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第8号「令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第9号「令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第10号「令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

発議第9号「三春町議会の会期等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第10号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第11号「三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、総務常任委員会委員長より発議第13号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」が、提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第13号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第13号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発議第13号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和2年9月8日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和2年9月8日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、広報広聴特別委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査・調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 皆さん、こんにちは。ごちない点はお許しいただきたいと思います。

ただいまは、全議案可決、同意いただきまして、本当にありがとうございました。

今回の議案の中にありました三春町手話言語条例の理念には、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していくというふうに書かれております。私の左の襟にもSDGsのバッジを着けさせていただいております。この基本理念も、誰一人残さずに、みんなで幸せを求めていきたいと思いますというふうに書いてあります。

そして、今年度から始めました、地域をみんなで力や知恵を出し合って支えていこうという地域づくりの事業、これも基本的には同じ理念であります。今回、町、議会、そして住民のみなさん、三者が力を合わせまして一つ大きな足並みをそろえまして、前に進めることができたことを非常にうれしく思っております。これからもこの三者が一体となりまして、さまざまな課題に対応して参りたいと考えておりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年は例年に無く暑い日が続いております。これからもどうかご自愛くださいまして、それぞれの皆さん立場の中でご活躍いただきますようお願い申し上げます。最終日、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これもって、令和2年9月三春町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時46分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月8日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 鈴 木 利 一

署 名 議 員 佐 藤 一 八

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 56 号	元年災町道西ノ内石倉線道路災害復旧工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 57 号	元年災町道富沢石堂線道路災害復旧工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 58 号	三春町立小学校電子黒板購入契約について	全 員	原案可決
議案第 59 号	三春町立中学校電子黒板購入契約について	全 員	原案可決
議案第 60 号	三春町立小中学校学習用タブレット端末等購入契約について	全 員	原案可決
議案第 61 号	三春町役場庁舎新築工事請負変更契約について	全 員	原案可決
議案第 62 号	三春町手話言語条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 63 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 64 号	令和 2 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 65 号	令和 2 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 66 号	令和元年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全 員	原案可決
同意第 3 号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
認定第 1 号	令和元年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 2 号	令和元年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定

議案番号	件名	採決	議決の状況
認定第 3 号	令和元年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 4 号	令和元年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 5 号	令和元年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 6 号	令和元年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 7 号	令和元年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 8 号	令和元年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 9 号	令和元年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
認定第 10 号	令和元年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	認 定
発議第 9 号	三春町議会の会期等に関する条例の制定について	全 員	原案可決
発議第 10 号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全 員	原案可決
発議第 11 号	三春町議会定例会の招集に関する規則を廃止する規則の制定について	全 員	原案可決
発議第 12 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 13 号 (追加議案)	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全 員	原案可決